

# 主な改正項目

対象規定	改正項目	改正内容
(ア) 設備規則第14条	空中線電力の許容偏差	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する陸上移動局</b>の規定を追加</li> <li>○<b>陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合</b>の送信設備の空中線電力の許容偏差を告示に規定（第4項）</li> <li>○<b>複数周波数帯の周波数を同時に受信することができる陸上移動局</b>の空中線電力の許容偏差の下限を告示に規定（第5項）</li> <li>○3GPPの規定値に合わせて従来規定を改正</li> </ul>
Ⅱ 第49条の6の9	LTEの無線設備の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>キャリアアグリゲーション技術を定義</b></li> <li>○<b>陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合</b>の空中線電力を規定</li> <li>○<b>LTE（FDD）の無線設備の試験のための通信等を行う無線局</b>の規定を削除</li> </ul>
(イ) 証明規則	その他規定の整備	○技術基準適合証明／工事設計認証に使用する工事設計書について <b>同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定される陸上移動局の無線設備（リソースブロック制限されたLTE端末）</b> の周波数の記載方法を規定
(エ) 旧LTE告示（H21年247号）第3項	LTEの技術的条件（削除）	○LTE（FDD）ほか計7システムの技術的条件が書かれた告示から、LTE（FDD）を削除
(オ) 新設告示（LTE）	LTEの技術的条件（現行告示から切り出して新設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う陸上移動局</b>の送信装置について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>→同時に発射する二の搬送波の空中線電力の許容偏差を規定（第1項）</li> <li>→使用する周波数帯と搬送波の数を規定（第5項）</li> <li>→同時に発射する二の搬送波の全平均電力の99%が含まれるべき帯域幅を規定（第6項）</li> </ul> </li> <li>○<b>複数周波数帯の周波数を同時に受信することができる陸上移動局</b>の空中線電力の許容偏差の下限を規定（第2項）</li> <li>○隣接チャネル漏えい電力、帯域外領域／スプリアス領域の不要発射の強度の許容値について、<b>一装置から複数波発射する場合</b>の規定を整備（第3項、第7項、第8項）</li> </ul>
(カ) 新設告示（W-CDMA）	W-CDMAの技術的条件	○ <b>複数周波数帯の周波数を同時に受信することができる陸上移動局</b> の空中線電力の許容偏差の下限を規定